

## 公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則

平成21年4月1日  
規程第5号

改正	平成23年	1月規程第	1号
改正	平成25年	3月規程第27号	
改正	平成26年	3月規程第	5号
改正	平成27年	3月規程第	1号
改正	平成28年	3月規程第	6号
改正	平成29年	3月規程第	9号
改正	平成30年	3月規程第13号	
改正	平成31年	3月規程第	7号
改正	令和元年	7月規程第31号	
改正	令和元年	12月規程第34号	
改正	令和2年	3月規程第25号	
改正	令和6年	3月規程第	9号
改正	令和6年	4月規程第14号	

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成21年規程第4号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(納入期間)

第2条 授業料の納入期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月1日から同月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付型奨学金を申請している者は、理事長が別に定める。

(入学料の減免)

第3条 理事長は、再入学する者に対し、入学料を免除するものとする。

- 2 理事長は、新たに入学する者で、機構の給付型奨学金採用者については、入学料の全額又は一部の免除を許可することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、理事長は本学の学部を卒業した者又は卒業見込みの者で本学大学院博士前期課程に進学する者に対し、入学料を免除するものとする。

(授業料の減免及び範囲)

第4条 理事長は、授業料を負担する者が機構の給付型奨学金採用者となった場合、

規程第12条第1項の規定により授業料の全部又は一部を免除するものとし、その条件及び免除の額は、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（令和元年政令第49号）第2条の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する授業料の減免は行わない。

- (1) 前項の事由発生以前の学期の授業料
- (2) 休学による認定の効力の停止期間にある者の授業料
- (3) 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止期間にある者の授業料
- (4) その他理事長が別に定めるとき  
(外国人留学生の特例)

第5条 青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村が国際交流の推進等を目的とする協定を締結している外国の地域から、これらの市町村がその負担により受入れを決定した留学生及び文部科学省が定める国費外国人留学生制度に基づき受入れを決定した留学生に係る入学料及び授業料については、これを免除するものとする。ただし、当該負担に入学料及び授業料（以下、「授業料等」という。）が含まれる場合は、この限りでない。

2 前項の文部科学省が定める国費外国人留学生制度のうち、大学推薦制度により本学の推薦を受けた国費外国人留学生が本学に入学するために必要な入学検定料は、これを免除するものとする。

(私費留学生)

第6条 私費留学生に係る授業料の減免の判定基準は、理事長が別に定める。

(特待生の特例)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、特待生に係る授業料等については、これを免除するものとし、その基準は、理事長が別に定める。

(授業料の分割納入)

第8条 授業料を負担する者が、規程第12条第2項の規定に該当し、分割納入を希望する場合は、理事長が別に定める様式により申請しなければならない。

(分割納入の納入期間)

第9条 授業料の分割納入を許可された者は、理事長が別に定める期間に納入するものとする。

(減免及び分割納入の制限)

第10条 授業料等の減免及び授業料の分割納入は、当該学期分に限るものとする。

(申請手続)

第11条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第1号）を、本学が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する家計急変事由が発生した場合は、事由発

生後3か月以内に機構の給付型奨学金と併せて申請することができる。

- (1) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
  - (2) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
  - (3) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）した場合
  - (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、上記(1)から(3)に該当した場合
  - (5) 生計維持者の一方（又は両方）が、上記の被災により生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合
- 3 授業料減免を受けている者が、引き続き減免を受けようとするときは、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式第2号）を本学が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

（審査）

第12条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査して授業料等の減免の可否を決定し、授業料等減免認定結果通知書（様式第3号から第5号）により通知するものとする。

- 2 理事長は、学業成績の判定をし、減免の可否を、適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第6号及び第7号）及び、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第8号及び第9号）により通知するものとする。

（減免の辞退）

第13条 授業料等の減免を受けている者が、支援の辞退を希望する場合は、直ちに授業料等減免の支援停止申請書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 認定の効力を停止した支援対象者が、支援の再開を希望する場合は、直ちに授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

（減免の取消し）

第14条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条の規定に基づき、授業料等の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等を取り消すものとし、授業料等減免の認定取消通知書（様式第12号）にて通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき
- (2) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
- (3) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下となったとき
- (4) 学修意欲が著しく低い状況と判断されたとき

- (5) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当したとき
  - (6) 上記(2)から(5)に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき
- 2 前項に定めるもののほか、第5条第1項の規定により授業料等の免除を受けた者が同項に規定する市町村による負担の決定を取り消されたときは、当該免除の決定を取り消すものとする。

(減免の認定効力の停止)

第15条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第18条第1項に基づき、授業料等の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等の効力を停止するものとし、授業料等減免の認定の効力の停止に関する通知(様式第13号)にて通知する。

- (1) 休学を認められたとき
  - (2) 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けたとき
  - (3) 適格認定における収入額、資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額が、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき
  - (4) 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなったとき
  - (5) 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかったとき
  - (6) 本学が定める日までに各種届出を提出しなかったとき
- 2 授業料等減免を受けている者が、認定の取り消し、又は認定の効力の停止を受けた場合は、理事長が別に定める期日までに定められた金額を徴収するものとする。

(国籍・在留資格の変更)

第16条 支援対象者に、国籍又は在留資格の変更が生じた場合は、直ちに授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届(様式第14号)を理事長に提出しなければならない。

(生計維持者の変更)

第17条 支援対象者の生計維持者に変更が生じた場合は、直ちに授業料等減免の生計維持者の変更届(様式第15号)を理事長に提出しなければならない。

(転学・編入学等に伴う手続き)

第18条 支援対象者が、転学又は編入学により大学等を異動する場合は、理事長は、異動先の大学等へ、直ちに授業料等減免の実績に関する報告書(様式第16号)を提出しなければならない。

(授業料等の還付)

第19条 機構の給付型奨学金採用者については、理事長は、既納の授業料等を還付することがある。

(補則)

第20条 この細則に定めるもののほか、授業料等の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（平成21年青森地域広域事務組合規則第1号）第5条の規定による廃止前の青森公立大学授業料等条例施行規則（平成4年青森地域広域事務組合規則第4号）の規定に基づきなされた申請、決定、処分その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(減免割合の特例)

3 平成32年3月31日までの間におけるこの細則による改正後の別表の規定の適用については、同表中

「

①対象となる学生が、日本学生支援機構第2種奨学金の学業成績基準を満たしており、特に学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	半 額
②①の条件を満たす学生が極めて学業成績優秀で、かつ、人物優秀であると理事長が認めたとき。	全 額

とあるのは

」

「

①対象となる学生が、日本学生支援機構第2種奨学金の学業成績基準を満たしており、学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	4分の1
②①の条件を満たす学生がさらに学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	3分の1
③①の条件を満たす学生が特に学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	半 額
④①の条件を満たす学生が極めて学業成績優秀で、かつ、人物優秀であると理事長が認めたとき。	全 額

とする。

」

(授業料の納入期間の特例)

- 4 第2条の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている者は、理事長が別に定める期間に納入するものとする。

(授業料の減免及び範囲の特例)

- 5 第4条第3項の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている新たに入学する者については、この限りではない。

(申請手続等)

- 6 第11条及び第12条の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている者の減免申請手続等は別に定めるものとする。

附 則 (平成23年規程第1号)

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第27号)

(施行期日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第5号)

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第1号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第6号)

(施行期日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第9号)

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第13号）

（施行期日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第7号）

（施行期日）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第31号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和元年7月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際現に存するこの細則による改正前の細則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年規程第34号）

（施行期日）

この細則は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2年規程第25号）

（施行期日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第9号）

（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第14号）

（施行期日）

この細則は、公布の日から施行し、改正後の（公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則）第3条第3項の規定は令和2年4月1日から適用する。